



第2期下水道管路施設における 包括的民間委託導入方針(案)



千葉市建設局
下水道企画部下水道経営課

• 導入の背景	1
• 第1期(令和5～7年度)導入の概要	2
• 下水道管路施設包括的民間委託の導入(案)	
対象とする業務	3
対象とする区域他	4
対象とする業務内容	5
参加資格要件	8
• アンケート回答のお願い	9
• 【参考】ウォーターPPPについて	10



1. 導入の背景

管路管理業務においては「ヒト」、「モノ」、「カネ」の問題が深刻化する

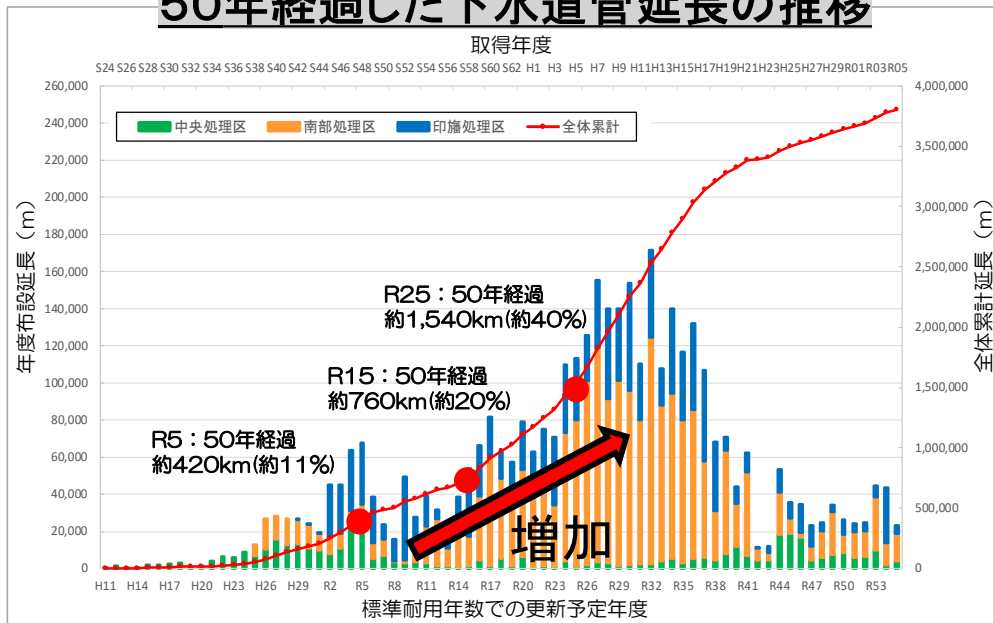
ヒト：管理に係る職員数の不足

◎管路管理業務に必要な人員の不足

モノ：老朽化施設の増加

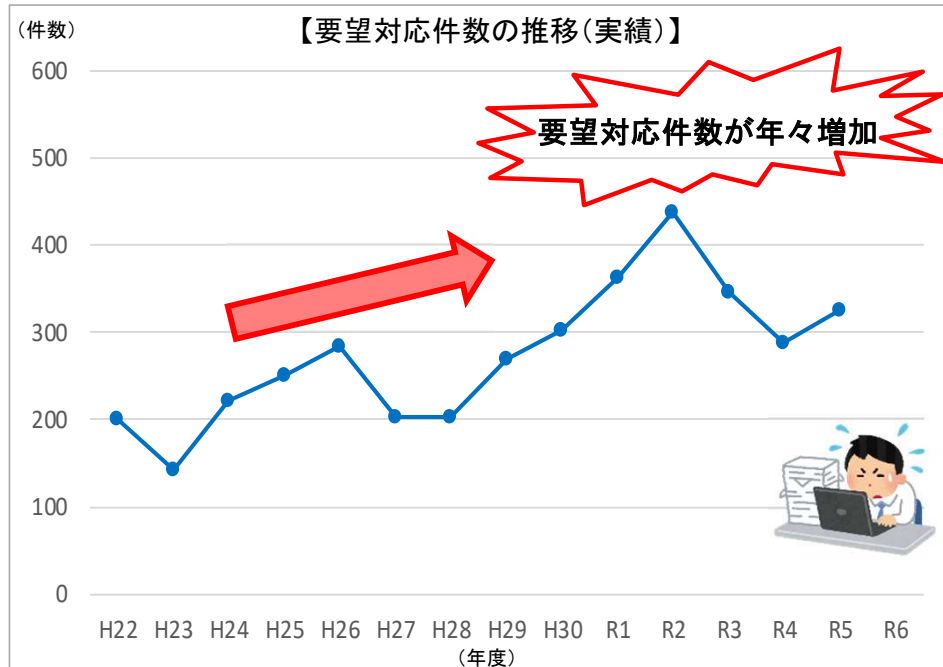
◎10年後には50年経過の下水道管が
全体の約20%

50年経過した下水道管延長の推移



カネ：厳しい経営環境

◎人口減少による使用料収入の減少及び
物価高騰等による維持管理費の増加



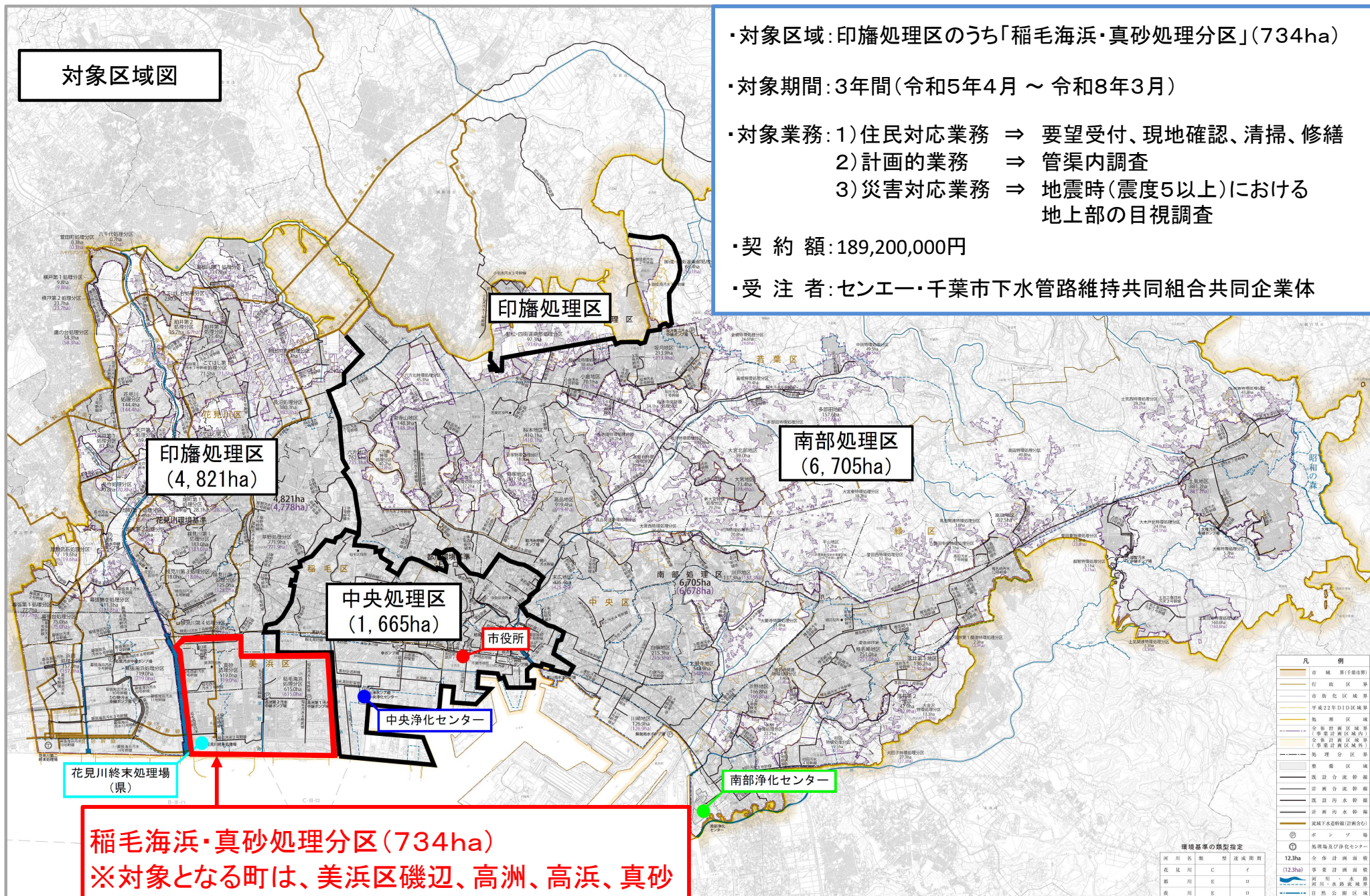
現状のままでは、管路管理が困難になる

民間事業者の技術力・ノウハウを活用

包括的民間委託を導入し、持続的かつ
効果的・効率的な管路管理を目指す！



2. 第1期（令和5～7年度）導入の概要



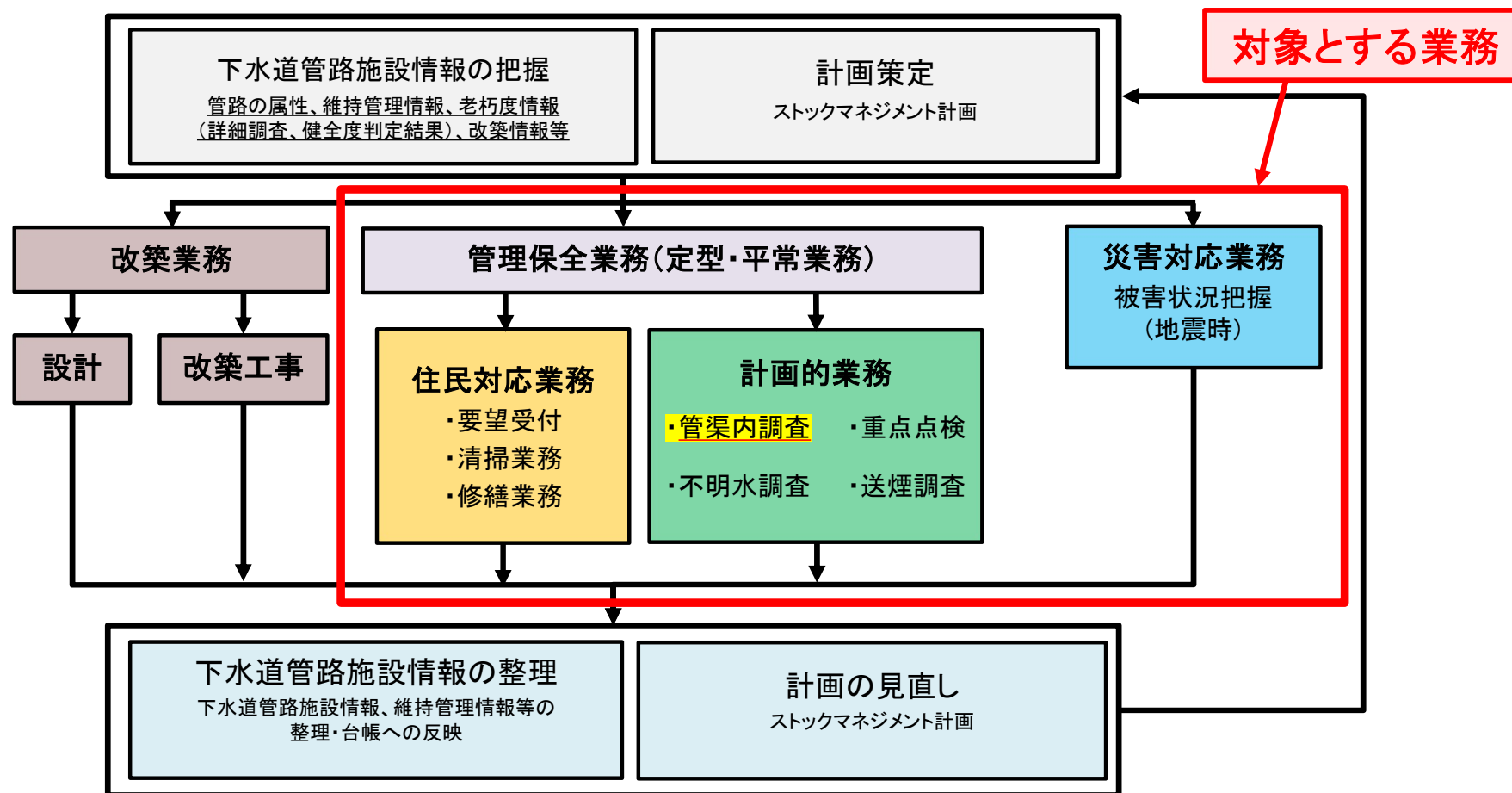
3. 第2期下水道管路施設包括的民間委託の導入（案）

◎対象とする業務

よろしくお願いします



管路管理の包括的民間委託における対象業務



対象業務は、「住民対応業務」「計画的業務」「災害対応業務」とする
ただし、計画的業務の内「管渠内調査」は市内全域(約180km)



3. 第2期下水道管路施設包括的民間委託の導入（案）

◎対象とする区域他

・対象とする区域

⇒ 美浜区(2,170ha)

・対象期間

⇒ 「3年間」で実施 ※令和8年度導入予定

・対象施設(美浜区)

⇒ 「公共下水道施設(本管・取付管・公共柵・人孔等)」
「一般排水路」

・発注方式

⇒ 「仕様発注」で実施

・入札方式

⇒ 「総合評価落札方式」で実施(※WTO対象外)

別添の「位置図」を
ご参照ください



5. 第2期下水道管路施設包括的民間委託の導入（案）

◎対象とする業務内容(1/3)

・住民対応業務

- ・要望受付、現地確認: 市民からの**要望**を受付し、**現地確認**



⇒ 従前: 市直営対応

※24時間365日連絡可能な体制とする

- ・清掃業務: 本管・取付管・公共枿・人孔等の**調査・清掃**

⇒ 従前: 下水道施設調査清掃委託【下水道維持課】

下水道排水施設清掃業務委託【各土木事務所】



- ・修繕業務: 本管・取付管・公共枿・人孔等の**維持補修**

⇒ 従前: 下水道施設維持補修委託【下水道維持課】

道路・下水維持補修業務委託【各土木事務所】



- ・その他業務: 草野水路の維持補修

(フェンス補修、管理用地の陥没対応(応急復旧)、管理用地一部の草刈り等)

⇒ 従前: 一般排水施設等維持補修委託【下水道維持課】

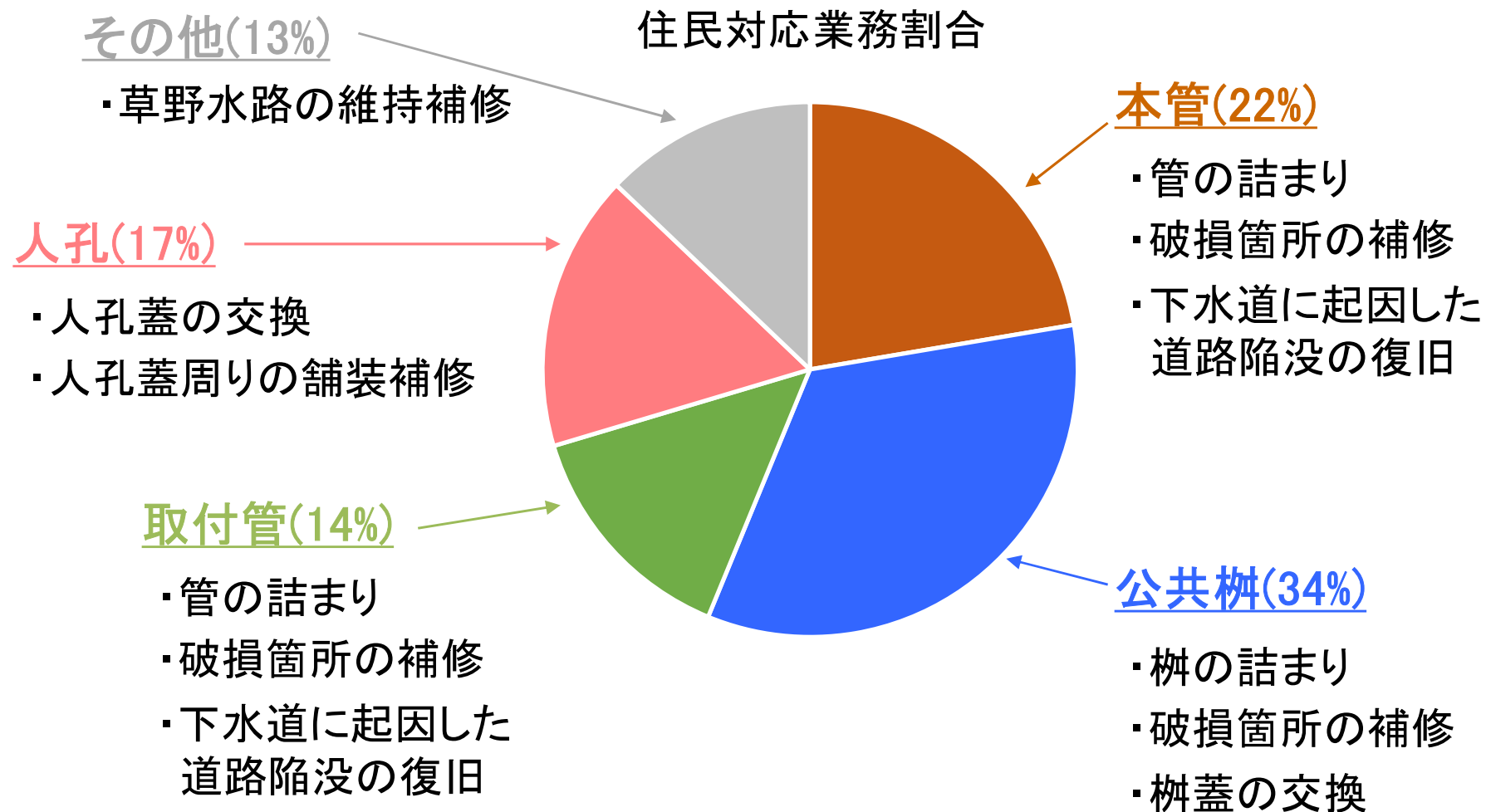
5. 第2期下水道管路施設包括的民間委託の導入（案）

◎対象とする業務内容(2/3)



・住民対応業務

・「美浜区」における住民対応業務の実績：約230件（R3～R5年度）



5. 第2期下水道管路施設包括的民間委託の導入（案）

◎対象とする業務内容(3/3)

・計画的業務

- ・管渠内調査: スtockマネジメント計画に基づくTVカメラ調査等



従前: 下水道施設(管渠)調査委託【下水道維持課】

※市内全域における調査管渠延長(想定): **約180Km**(3ヶ年)



・災害対応業務

- ・被害状況把握: 地震時(震度5以上)において、地上部(陥没・隆起・人孔浮上等)の**目視調査**(24時間以内)を実施

・業務委託責任者の業務

※本市との窓口となり、各業務を統括する、業務委託責任者を配置
(各業務において、主任技術者についても別途配置)



- ・一元的統括管理: 各業務の進捗管理、関係機関との協議・調整、緊急対応への方針検討
- ・付加的業務: 包括委託の評価及び改善提案
管路施設維持管理情報及び要望内容の整理

5. 第2期下水道管路施設包括的民間委託の導入（案）

◎参加資格要件

業務	業務内容	参加資格要件	
		名簿登録	会社要件
住民対応 業務	要望受付 清掃業務	名簿登録(委託) 業種:施設等運転管理他のうち「下水道管渠内調査」 資格:千葉市又は千葉県の収集運搬業(汚泥)許可 緊急時に2時間以内に作業開始	準市内業者と 市内業者1社以上 を含む共同企業体
	修繕業務	名簿登録(工事) 業種:土木一式工事 資格:緊急時に2時間以内に作業開始	
計画的 業務	管渠内調査	名簿登録(委託) 業種:施設等運転管理他のうち「下水道管渠内調査」 資格:千葉市又は千葉県の収集運搬業(汚泥)許可	
	重点点検	名簿登録(委託) 業種:施設等運転管理他の「下水道管渠内清掃(収集・ 運搬を含む)」及び「下水道管渠内調査」 資格:千葉市又は千葉県の収集運搬業(汚泥)許可 高圧洗浄車及び4t以下の揚泥車の専属使用可能	
	流量調査 送煙調査	名簿登録(委託) 業種:施設等運転管理他	
災害対応 業務	被害状況把握	要望受付・清掃業務と兼務	

※業務委託責任者は専任とする。ただし、各業務の主任技術者と兼務可能とする。

各業務の主任技術者は非専任とする。



アンケート回答のお願い

第2期下水道管路施設包括的民間委託について、今回提示した内容をご覧いただいた上で、別添のアンケートにご回答いただきますようお願いいたします。

【アンケート回答・問合せ先】

千葉市建設局 下水道企画部

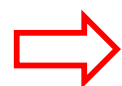
下水道経営課 企画班

電話番号：043-245-5416

E-mail : keiei.COP@city.chiba.lg.jp



提出期限



令和7年3月12日(水)正午まで



※いただいたアンケート内容については、**令和7年3月に集計結果を公表**する予定です

【参考】ウォーターPPPについて

◎PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改訂版）（内閣府）

- コンセッション方式（レベル4）及び管理・更新一体マネジメント方式（レベル3.5）の総称を「ウォーターPPP」
- 水道、工業用水道、下水道について「ウォーターPPP」の導入拡大を図り、PPP/PFI推進アクションプラン期間である令和13年度までに100件の具体化を狙う

ウォーターPPPの概要〔管理・更新一体マネジメント方式の要件〕

内閣府ホームページ

①長期契約（原則10年） ②性能発注 ③維持管理と更新の一体マネジメント ④プロフィットシェア

概要とポイント・留意点

○ レベル3.5の実務上の定義は、上記の要件①から要件④までをすべて充足する民間委託

I レベル4と3.5の比較

- 長期契約、性能発注、維持管理と更新の一体マネジメントが重視される点は共通・類似
- 公共施設等運営権設定と利用料金直接収受の有無が異なり、また、事業期間の自由度はレベル4の方が高い

レベル3.5の4要件の趣旨

ウォーターPPP	
公共施設等運営事業（コンセッション） [レベル4]	管理・更新一体マネジメント方式 [レベル3.5] 新設
長期契約（10～20年）	長期契約（原則10年）*1
性能発注	性能発注*2
維持管理	維持管理
修繕	修繕
更新工事	【更新実施型の場合】 更新工事
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント(CM)
運営権（抵当権設定）	*1 管理・更新一体マネジメント方式（原則10年）の後、公共施設等運営事業に移行することとする。
利用料金直接収受	*2 民間事業者の対象業務の執行方法は、民間事業者が自ら決定し、業務執行に対する責任を負うという本来の「性能発注」を徹底。
上・工・下一体：1件（宮城県R4） 下水道：3件 （浜松市H30、須崎市R2、三浦市R5） 工業用水道：2件（熊本県R3、大阪市R4）	管路については、移行措置として、仕様発注から開始し、詳細調査や更新等を実施した箇所から段階的に性能発注に移行していくことも可能。

複数年度・複数業務による
民間委託
[レベル1～3]

短期契約（3～5年程度）

仕様発注・性能発注

維持管理

修繕

II レベル3.5と1-3の比較

- 事業期間の長短、性能発注の程度が異なる
- また、修繕や更新（改築）に関する業務範囲が設定されるか否かの点で大きく異なる

下水道・工業用水道施設
工業用水道：19件

②性能発注、③維持管理と更新の一体マネジメントにより、民間事業者の創意工夫やノウハウ等を最大限活用しつつ、投資効果の発現等に必要となる事業期間を①長期契約（原則10年）で確保し、一方で、中長期の事業期間中もライフサイクルコスト削減の提案を促進して新技術等の効果・メリットを官民で享受しうる④プロフィットシェアを要件とすることで、下水道事業・経営の持続性向上に一層寄与することを目指す

※下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.2版（国土交通省）抜粋

国土交通省HP:https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_000585.html

【参考】ウォーターPPPについて

※下水道分野におけるウォーターPPPガイドライン 第1.2版（国土交通省）抜粋

レベル3.5導入検討の考え方

- 対象施設・業務範囲の設定について、まずは少なくとも一つの処理区を選択し、このすべての施設等を念頭に置いて、導入の検討を開始 ※処理区を選択は管理者の任意

※「すべての施設等」とは、少なくとも一つの処理区のすべての施設と、これに維持管理と更新(改築)の一体的なマネジメントの観点から関係するすべての業務

対象施設や業務範囲を設定する際の考え方

- 「導入を決定済み」となる入札・公募の開始(募集要項等の公表)時点で、対象施設・業務範囲の設定が、少なくとも一つの処理区のすべての施設等ではない場合、管理者は客観的な情報に基づいて説明できる必要がある
- 客観的な情報として、例えば、導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の選択肢に挙げて比較した結果や経過等が考えられる

客観的な情報(一例)

- 導入可能性調査(FS)やマーケットサウンディング(MS)の結果や経過
- 外部有識者に対し、結論ありきではなく、必要な情報を十分に説明した上で出された意見
- VFMの結果



国のガイドライン等を踏まえながら、令和11年度以降の導入開始に向けて、対象区域などのスキームを検討する



□ : 導入検討開始時点 □ : 入札・公募開始時点

地方公共団体(管理者)

【イメージ】
任意にA処理区を選択

